

第六回障がい者制度改革推進会議 意見

障害児支援

障がい者制度改革推進会議構成員 久松 三二
(財団法人全日本ろうあ連盟 事務局長)

○基本的な考え方

1. 障害者の権利条約（第7条）では、締約国は、障害のある児童とない児童が平等であり、障害のある児童の人権を確保するためのすべての必要な措置をとることが明記されている。

一人ひとりの子どもの有り様を「障害」という概念で括る前に、個性・個人差として捉え、児童福祉法における子ども施策の中で、基本的には障害児の支援を位置づけるべきということについてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

現行の児童福祉法の枠組みの中で、障害をもつ子ども一人ひとりに対応したきめ細かい支援を位置づける必要がある。児童福祉法の見直しの検討が必要と考える。

障害を持つ子どもの個々の発達状況や家庭環境などその子どもの置かれている状況をきちんと把握したうえでその子の可能性を伸ばす支援が大切である。

2. 条約7条には、「障害のある児童が、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。」と障害のある児童の意見表明権とその権利を行使するための支援の必要性について規定している。

この意見表明権等を障害者基本法で明文化することについてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

障害者基本法で「意見表明権」を明記することは必要と考える。障害をもつ子どもの自己決定、自己選択ができるようその支援が保障されなければならない。

3. 条約26条1項は、「(a)可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。」

と早期からのハビリテーション及びリハビリテーションを規定している。障害のある子どものハビリテーション及びリハビリテーションは、児童福祉法、障害者自立支援法、発達障害者支援法等、複数の法律で規定されているが、障害のある子どもの生活構造に沿った再編成とシンプル化についてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

障害のある子どものハビリテーション及びリハビリテーションは、現行の児童福祉法、障害者自立支援法、発達障害者支援法等の障害を持つ子どもに関する規定を整理し、児童福祉法の枠組みの中で対応すべきと考える。

早期発見・早期支援では、病院から療育・教育へのルートを簡潔にする必要があるが、障害をもつ子どもがそのルートから漏れることのないようしっかりした支援体制を構築する必要がある。

ただし、聴覚障害をもつ子どもの場合において留意しなければならないのは、その子どもや保護者に対して「聴こえること」が絶対的価値観であることを押し付けないことである。リハビリテーションの現場は、少しでも聞こえるように努力することと、手話より口話（口の形を読み取り発話の内容を知る方法）に偏りがちであり、聴こえるようにならない、口話がうまくならないことによってその子どものアイデンティティの喪失やその子どもの保護者の罪悪感が生み出されやすいことに留意する必要がある。

○出生直後から乳幼児期の相談支援のあり方

1. 障害児と保護者へのケア・関わりは、出生直後に障害が判明した場合には、その時から適切な関わり方でなされる必要がある。

従来の「早期発見・早期療育」という方針は、医療・療育に偏向しており、障害のない子どもと分離し選別することにつながるという問題が指摘されているが、この点についてどのように考えるか、ご意見を賜りたい。

現行の「早期発見・早期療育」は医療・療育の考えに偏向しているので、聴覚障害をもつ子どもの場合は、特に問題があると考ええる。

聴覚機能に障害を持つ子どもの親（保護者）自身が、自らの子の障害をそのまま受け入れることができないことから、人工内耳で聴こえるようになる、または口話が上手になる等、聴こえる子どもに近づいていく努力をすることになる。その結果、保護者が聴こえる子どもと同じように育てたいと考えるようになり、ろう学校ではなく地域の小学校や中学校を選択する例が多くなっていく。医療現場は医療的措置（聴覚機能の回復）に重点を置くので、子どもやその保

護者の心のケアにまで支援する体制が構築できないのが現状である。地域の小学校や中学校での集団生活に参加できなくなりお客様扱いされる状況である。そういう状況は一時も早く改善される必要がある。新生児スクリーニングにて手話によるコミュニケーションが保障された環境にて新生児の言語発達を支援できる体制が好ましいと考える。

なお、教育の論点でも述べているが、地域の小学校や中学校のことを「普通学校」「一般学校」と呼ぶことは、障害のある子どもやその保護者に劣等感、罪悪感を醸し出しやすいので直ちに止めるべきである。

2. 従来の「早期発見・早期療育」という方針のもとでは、障害を少しでも軽くする努力をしていくことが保護者の責任とされている現況において、保護者の罪悪感を強め、責任感をあおる結果につながる懸念があるとの指摘もなされているが、こうした指摘も念頭に置きつつ障害の「早期発見・早期支援」のあり方について、ご意見を賜りたい。

障害の軽減に努力することが保護者の役割であり責任とする考えに問題があると考えます。障害が早期発見されたら直ちに保護者に対する手厚い支援を行うべきである。

特に聴覚障害をもつ子どもの場合は、言語発達や心理発達の観点から「早期発見・早期支援」が必要であり、ろう学校、聴覚障害者情報提供施設等の専門機関が連携して、かつろうあ者相談員（現在は公的資格ではないが、全国で約200人いる。今後、聴覚障害福祉士の公的資格制度を構築する必要がある。）、スクールソーシャルワーカー、教員等各種専門家が協働する仕組みが必要である。

3. 確定診断前の子どもや気になり始めた段階での子どもの支援について、申請主義的な手続きを必要とする制度のためにタイムリーな支援が困難となり、保護者による支援の辞退が懸念されることが少なくないが、こうした現状に対してどう考えるかご意見を賜りたい。

聴覚障害をもつ子どもの場合は、ろう学校や聴覚障害者情報提供施設に乳幼児相談機能をもった部門を設け、保護者が相談できる体制を構築する必要がある。

る。また、障害をもつ子どもに接する機会が多い「保健師」との連携を図るために、「保健師」に対する研修を実施する必要がある。

4. 保護者の漠然とした育ち不安や育て不安を、障害種別ごとに切り分けた支援サービスの仕組みにはめ込むことは、保護者の心理面からも無理があるという指摘があるが、こうした指摘も念頭に置きつつ相談支援の対応のあり方についてご意見を賜りたい。

聴覚障害を持つ子どもの場合は、先述したとおりその特性に対応した相談支援体制が必要である。

5. 地域での子育てに関する相談はいろいろな関係機関での実施が望ましく、またそれらの情報が一元化されて関係者や関係機関と一緒に検討できる場が必要であると言われているが、このことについて留意点などを含めご意見を賜りたい。

関係機関との連携と情報共有、情報の共通理解が必要と考える。

但し、保護者が多くの関係機関、専門家と関係をもつことは、手続きが煩雑なうえ対応を困難にする恐れがあるので、できるだけ保護者が利用しやすい環境を整える必要がある。

○就学前の支援策のあり方

1. 現在、保育所での障害児の受け入れが年々増加している状況において、障害児の通園施設は、障害児の専門機関としての機能の拡充が求められているとともに、地域の実情に応じて、保育所等への巡回など外に出て行って障害児や保護者、保育士等を支援しコーディネートを行う機能を果たしていくことも求められている。こうした障害児通園施設と児童デイサービスの機能を充実させるためには、その役割を担う人材や財源を確保することが必要であり、このためには個別給付の検討が必要であるという考え方があるが、こうした考え方について、ご意見を賜りたい。

障害児通園施設と児童デイサービスの機能の充実のために、その役割を担う人材や財源を確保することが必要であり、このためには個別給付の検討が必要

であるという考え方に賛成する。

但し、人材育成には当事者団体及び当事者の参画が必要である。

2. 障害児の通園施設について、障害の重複化に対応して身近な地域で支援が受けられるようにするために、障害種別による区分をなくし、多様な障害のある子どもを受け入れるようにしていく通園施設の一元化に向けた考え方がある。こうした通園施設の一元化に関し、その必要性やあり方について、ご意見を賜りたい。

多様な子どもが通園できる通園施設の一元化は必要と考えるが、財政の観点から合理化策に走りやすいリスクが大きい。また、個々のニーズに対応できる人材の配置が適切になされるかどうか疑問も残るので慎重な検討が必要である。

通園できない子どもとその保護者の支援のために訪問支援体制の強化を図ることが必要である。

○市町村を基本とした相談支援体制について

1. 身近な行政が子どもについての権利と責任を一層明確に自覚することは重要であるが、小規模な町村では障害のある子どもの数は少なく、こうした子どもとその家族を効果的・効率的に支援するサービスが質的・量的に保障できるのかという論点もある。こうした点についてどう考えるか。さらには、町村への相談を専門的な相談支援につなげる体制を地域の実情に応じてつくっていく場合の課題について、ご意見を賜りたい。

すべての町村で行うのは人的、経済的な面で困難であるので、町村の保健所と県教育・福祉サービス機関（ろう児の例でいえば、ろう学校、聴覚障害者情報提供施設、ろうあ児施設等）とが連携できる体制が必要である。

2. 障害児には、その時々に応じて保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要である。

身近な地域でこうした様々な分野の関係者の連携の強化を図るため、地域自立支援協議会の活用（子ども部会の設置）等により関係機関や関係者間の連携をつくっていくことが重要と言われるが、こうした考え方について、ご意見を賜

りたい。

現行の地域自立支援協議会はあらゆる専門家、地域行政に携わる方々の連携ができるという点で利点があるが、障害をもつ当事者は参画しにくい状況にある。例えば、コミュニケーション保障・支援を必要とする聴覚障害をもつ人は活用しにくい。既存の聴覚障害者情報提供施設の機能を拡大強化していき、聴覚障害をもつ人が活用できるようインフラを整備することが必要である。

第六回障がい者制度改革推進会議 意見提出

医療

障がい者制度改革推進会議構成員 久松 三二
(財団法人全日本ろうあ連盟 事務局長)

○精神医療と福祉に関わる法体系

1 医療法体系

精神保健福祉法は、その目的に医療と保護を挙げている（同法1条）反面、一般の医療を規定する医療法では、精神病患者を精神病室でない病室に入院させない（医療法施行規則第10条）とされているため、精神障害者は一般医療のサービスを享受できないという結果を生じている。

そこで、障害者の権利条約の他の者との平等を基礎とする社会的統合の理念からして、精神医療は一般医療法に包摂し、精神保健福祉法という特別な医療法体系は見直すべきか、否か、ご意見を賜りたい。

精神医療は一般医療に包摂し、精神保健福祉法は抜本的な見直しが必要である。

2 福祉法体系

同様に、精神保健福祉法は、その目的に医療と保護を挙げている（同法1条）ため、病院への入院という形の保護が福祉としてなされ、結果として社会的入院と呼ばれる実態を発生せしめている。精神障がい者福祉に関しても、総合福祉法に包摂されるべきと考えるなら、精神保健福祉法は、福祉施策の独自の法体系としての意義があるのか、否か、ご意見を賜りたい。

精神保健福祉法は、福祉施策の独自の法体系としての意義を見出すことができないと考える。

○精神障害者に対する強制入院

障害者の権利条約第十四条（身体の自由及び安全）は、「締約国は、障害者に対し、他の者と平等に次のことを確保する。」として、「不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由のはく奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由のはく奪が障害の存在によって正当化されないこと（政府仮訳）。」を掲げている。この観点から、

1、措置入院（29条）

精神保健福祉法は、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ」を措置入院の要件として挙げているが、この要件は「自由のはく奪」の根拠となりうるのか、否か、ご意見を賜りたい。

精神保健福祉法が、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ」を措置入院の要件として挙げていることは、「自由のはく奪」である。

2、医療保護入院（33条）

精神保健福祉法は、精神障害者に保護者を付したうえで、保護者の同意があるときは、一定の要件の下に、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるとしているが、この要件は「自由のはく奪」の根拠となりうるのか、否か、ご意見を賜りたい。

精神保健福祉法は、精神障害者に保護者を付したうえで、保護者の同意があるときは、一定の要件の下に、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるとしていることは、「自由のはく奪」である。

3、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、いわゆる医療観察法は「対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合」には、裁判所が医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定を下すことになっているが、この要件は「自由のはく奪」の根拠となりうるのか、否か、ご意見を賜りたい。

医療観察法の上記の要件は、「自由のはく奪」である。

○精神障害者に対する強制医療介入

障害者の権利条約第17条について、政府仮訳では「すべての障害者は、他の者と平等に、その心身が健全であることを尊重される権利を有する。」と訳されているが、川島長瀬仮訳では「障害のあるすべての人は、他の者との平等を基礎として、その身体的及び精神的なインテグリティ〔不可侵性〕を尊重される権利を有する。」となっており、また、同条約25条では「情報に基づく自由な同意を基礎とした医療（政府仮訳）」という点が上げられている。かかる点から

1、精神保健福祉法における強制医療介入

精神保健福祉法において規定されている強制入院に伴う治療に関しては、他の疾患との平等を基礎として、患者本人の生命を守るために緊急医療が必要とされる場合など、医療一般について強制的な介入が必要な場合と同様に解し、精神障害を理由とした特別な強制的医療制度を設けることを見直すべきか、否か、ご意見を賜りたい。

精神障害を理由とした特別な強制的医療制度を見直すべきである。

2、医療観察法における強制医療介入

いわゆる医療観察法第42条により「医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定を受けたもの」は、第43条により「入院による医療を受けなければならない」とされ、治療を受ける義務が課せられるが、これは、障害者の権利条約に違反するか、否か、ご意見を賜りたい。

医療観察法における強制医療介入は障害者権利条約に違反すると考える。

○医療サービスにおける差別的取り扱い

障害者の権利条約第25条は「締約国は、障害者が障害を理由とする差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める（政府仮訳）。」と規定し、締約国は、特に、次のことを行うとして「障害者に対して他の者に提供されるものと同じの範囲、質及び水準の無償の又は妥当な（「負担可能な費用の」川島長瀬訳）保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野を含む。）を提供すること（政府仮訳）。」としている。かかる観点から、

1、精神医療の供給体制

日本では、医師数、看護師数を一般医療よりも少なくてもよいとするいわゆる精神科特例は一部是正されたが、多くの単科民間病院では依然として許容されている。これは精神医療サービスにおいて、「他の者に提供されるものと同じの範囲、質及び水準」を提供したと言えるか、否か、ご意見を賜りたい。

多くの単科民間病院では依然として許容しているのは、精神医療サービスにおいて、「他の者に提供されるものと同じの範囲、質及び水準」を提供していないと考える。

2、一般病院への入院体制

前述のように、一般の医療を規定する医療法では、精神病患者を精神病室でない病室に入院させない（医療法施行規則第10条）とされているため、精神障害者は一般医療のサービスを受けない結果を生じているが、これも「他の者に提供されるものと同じの範囲、質及び水準」を提供したと言えるか、否か。また、障害者の権利条約2条の差別の定義である「障害を理由とするあらゆる差別、排除又は制限」に該当するか、否か、ご意見を賜りたい。

「他の者に提供されるものと同じの範囲、質及び水準」を提供したと言えないと考える。

また、障害者権利条約第2条の差別の定義である「障害を理由とするあらゆる差別、排除又は制限」に該当すると考える。

○社会的入院

精神病院の入院患者のうち7万人ほどが社会的入院であるとされているが、治療の必要性がないにもかかわらず、医療の分野で生活を送らざるを得ないことに関して、どう考えるか、ご意見を賜りたい。

治療の必要性がないにもかかわらず、医療の分野で生活を送らざるを得ない状況を強いられるのは、差別である。

○医療行為一般

医療行為の定義が不明確であるため、在宅で生活している重度の障害児・者が、家族の重い介護負担の下での生活を余儀なくされたり、社会参加を極度に制限されたりしている現状と対策についてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

家族の重い介護負担を軽減する施策が必要である。

○重度障害児の在宅移行

障害者の権利条約第23条は、「締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。」「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」「いかなる場合にも、児童は、自己が障害を有すること又は父母の一方若しくは双方が障害を有することを理由として父母から分離されない。」(政府仮訳)と規定している。

しかし、日本では、入院中の重度障害児の在宅移行が進まず、重症心身障害児施設(重症児施設)の増設が取り沙汰されている。親・家族に一度も抱かれることなく、例えば、NICUから直接重症児施設に移管されて一生を施設の中で暮らすことも存在する。このような重度の障害児が在宅で暮らせない状況は、障害児者本人にとって人権侵害であるか、否か、ご意見を賜りたい。

重度の障害を持つ子どもが、在宅で暮らせる状況を作り出す施策が必要である。入院中の重度障害をもつ子どもの在宅移行が進まない状況は、障害者権利条約第19条、及び第23条の規定に違反する。

○受診拒否

障害児・者が一般医療機関で受診拒否されることが少なくない。重症心身障害などでは「医療側の経験のなさ」「診療所の構造的バリア（車いすやストレッチャーで入れない）」などによることが多く、自閉症等の発達障害児では医師の無理解に加えて「多動・暴れる」「症状の把握が困難」などにより診療困難であったり時間や手間がかかったりするためとされる。

このような実態と対策についてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

診療拒否の問題だけでなく暴れるという理由だけで、ベットに縛り付ける等して本人の意思に反して強圧的な措置がとられることが多く重大な人権侵害である。

一般医療機関に従事する者への教育・研修が必要である。人権侵害の恐れがある場合は、人権擁護センターあるいは人権擁護機能を有する機関に申し出ることができるようにする必要がある。

○施設での滞留化

同じ「重い知的障害と肢体不自由をもつ子ども」が入所する場合、「重症児施設」に入所すれば「重症児」と呼ばれ、「肢体不自由児（入所）施設」に入所すれば「重度知的障害を伴う重度肢体不自由児」と呼ばれる。施設給付費が「個人」ではなく「施設」によって設定されているため、その施設給付費は重症児施設が10倍近く高く、利用年齢の制限がないことも加味されて重症児施設の「滞留化・過齢化⇒常時満床」の状態をもたらしていると指摘されている。

このような指摘を受けている現状と対策についてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

障害者権利条約第19条の規定にある選択権が保障されるよう、施設から家族の下で暮らせる仕組みを構築する必要がある。

○自立支援医療における医療費

障害者の権利条約第25条は「締約国は、障害者が障害を理由とする差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める（政府仮訳）。」と規定し、締約国は、特に、次のことを行うとして「障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は妥当な（「負担可能な費用の」川島長瀬訳）保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野を含む。）を提供すること（政府仮訳）。」としている。

1、ところが、障害者自立支援法では、更正医療、育成医療、精神通院医療と、それぞれ1割負担であり、また、精神科入院医療費など制度の対象外となっているものがあるが、これについてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

精神科入院医療費制度は抜本的に改正する必要がある。

2、難病のうち、特定疾患以外は、公費で医療を受けることができないが、これについてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

公費で医療を受ける必要がある。

3、他の医療費助成制度との整合性を含めて、医療費助成の統合化一本化について、どう考えるか、ご意見を賜りたい。

医療費助成の統合化一本化は必要である。

○更正医療、育成医療、精神通院医療

障害に係る医療支援が更正医療、育成医療、精神通院医療の3種に区分けされているが、このような区分けに基づく申請手続きの違いや治療の範囲は適正であるか、どうか、ご意見を賜りたい。

更正医療、育成医療、精神通院医療の3種の区分を一元化し、申請手続きを簡略化する必要がある。

その他意見

(1) ろう者や手話に理解のない医師が、入院したろう者に対し、手話の動作が治療を行う際に危ないという理由だけで、ろう者の手足をベッドに縛りつけた例が多い。

(2) ノーマライゼーション10月号2009年、特別養護老人ホーム「淡路ふくろうの郷の取り組み」大矢暹氏より

平成18年4月1日、グループホーム型ユニットケアの「淡路ふくろうの郷」に長期60名、短期10名、合計70名が入所してきた。

そのうち、43名がろう者、11名が中途失聴難聴者、6名が地域の高齢者である。

43名のろう者のうち29名が義務教育から排除され、このうち11名が全く就学歴がなく自分の名前も「筆記」できない。また、他のろう者との関わりを持てなかったので「手話」もできない。

入所してきた彼らの話（体験）から、

- ・本人の意思に反して結婚が許されなかった。
- ・「ツンボやメクラが生まれたらどうするのか」と脅かされて断種手術を強制された。
- ・20歳の頃から70歳までの50年間、保護観察処分とされ精神科病院で過ごし、社会から隔離された。

以上のように教育や福祉の貧困によって自立、自己決定、発達、社会参加、訓練が保障されなかった彼らが、治療の名のもとに隔離され本人の意思に反した医療措置が取られることが多い。

現行の医療制度が障害者への差別や隔離を助長している面があることを強く認識する必要がある。

一般社団法人 日本手話通訳士協会の意見

コミュニケーションに障害をもつ聴覚障害者に対して、医療機関等の対応は不十分である現状を考え、聴覚障害者も含めてすべての人たちの命を守る体制の構築が急務である。

1. 救急車出動時のコミュニケーション保障の体制作り

患者が聴覚障害者であることが判明した段階で、手話通訳者や筆記通訳者の派遣を依頼し対応する体制の構築が必要である。

以下の対応についての一例です。

① F A X 送信

救急車の出動依頼を F A X で可能にしているところがあり、日本語の不得手な聴覚障害者のために、記入しやすい依頼票が、自治体の障害者担当課が作成している例がある。聴覚障害者が通報しやすい方法で徹底する必要がある。以前、聴覚障害者が F A X 送信したが、消防署の職員が気付かずに出動が遅れた例もあった。聴覚障害者が市民の一人として命の守られる体制作りが必要である。

② 手話や筆記による対応が可能な体制

地域によっては、消防署などに手話通訳者の名簿（自宅連絡先）を置いて、救急時の手話通訳派遣依頼を可能にしているところがあるが、手話通訳者のボランティア的な活動になっている。

各地の取り組みを取りまとめ、よりよい方法を検討し、全国どこでも救急時に必要な手話通訳者等が配置される体制作りが早急に必要である。

また、直接患者に関わる医療機関に従事する職員への研修も取り入れる必要がある。

2. 医療機関等において、手話や筆記という手段を取り入れたコミュニケーション保障の体制作りが必要である。

各地の手話通訳派遣事業においては、医療場面への派遣通訳数が全体の半数以上を占めているところが少なくない。地域によっては全体の 90% が医療というところもある。このような状況を考えると、手話通訳者派遣事業で対応するというだけでなく、病院など医療機関の責任として、手話や筆記で対応できる体制作りが必要と考えられる。

具体的には、以下のような方法が考えられる。現状に即して、可能なところからでも早急に検討して実施すべきである。

以下の対応についての一例です。

① 病院への手話通訳者の配置

手話通訳者を配置して、聴覚障害者が受診する際に対応している病院がある。専門の手話通訳者として採用していたり、手話通訳のできる医療ソーシャルワーカーとして働いていたり、手話通訳のできる看護師等が持ち場以外でも通訳できる体制であったり、形態はさまざまであるが、聴覚障害者の医療場面での情報・コミュニケーション保障の支援をしている。

聴覚障害者がいつでも安心して受診できるような体制を作る必要がある。

まずは、総合病院・公立病院等に手話通訳者を配置していくこと等について検討する必要がある。開業医など規模の小さな医療機関については、手話通訳派遣事業を活用するなどの柔軟な対応が必要である。

② 医療専門の手話通訳者の養成・研修

医療場面の手話通訳について、現在の手話通訳制度では、専任または登録手話通訳者が担っていることが多い。手話通訳者は教育場面や労働場面、また講演会や会議などオールマイティの知識や技術が要求されているが、特に医療場面は命に関わり専門性の高い分野であるため、医療専門の知識等を持った手話通訳者が担当することが望まれる。そのための医療に関する十分な研修体制を作る必要がある。

③ 医療従事者に聴覚障害者（障害者全体）への理解を促す研修をする必要がある。

聴覚障害やコミュニケーション方法について医療従事者に理解してもらい、適切な対応を望む。医師や看護師会など医療従事者への研修を実施する必要がある。

また、医療従事者を養成する段階で障害やコミュニケーションについての講義を必修として盛り込み、理解を広げる必要がある。

第六回障がい者制度改革推進会議 意見提出
司法手続き

障がい者制度改革推進会議構成員 久松 三二
(財団法人全日本ろうあ連盟 事務局長)

○司法手続きにおける障害者の位置づけ

障害者の権利条約第13条は「締約国は、障害者がすべての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者と平等に司法手続を効果的に利用することを確保する（政府仮訳）。」と規定している。

ところが、日本の司法手続きに関して、関東弁護士会連合会は「わが国の刑事訴訟手続きや民事訴訟手続きをはじめとして、裁判の手続きは、原則として障害者が裁判を受けることを想定していない」と指摘している（同連合会編『障害者の人権』（明石書店、1995年））。

このような指摘を受けている現行の司法手続きが、障害者に対する「手続上の配慮及び年齢に適した配慮」を提供していると考えるか、否か、まずは概括的なご意見を賜りたい。

手話を通常のコミュニケーション手段としているろう者に関する司法手続きについては、言語の中で手話を明記している障害者権利条約とともに、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権規約）、特にその第14条第3項の規定を総合勘案し、ろう者に対する手話通訳保障を確立させるべきである。

同項は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に少なくとも次の保障を受ける権利を有する」として「(a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること」「(f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」と規定している。

ろう者に対する各種権利の告知や、取調、供述の際には、手話通訳者を保障することが必要条件であるが、現行の司法手続においては手話通訳者を権利として保障する規定がなく、聴覚障害者に対する手続上の配慮はきわめて不十分である。

また、現行の刑事訴訟手続、民事訴訟手続においては、通訳人の費用は「訴訟費用」に含まれており、当事者負担が原則とされている。当事者負担を課することは、司法に対するアクセスを阻害するものである。

さらに、手話通訳者を付することを保障することはあくまでも最小の必要条件であって、十分条件ではない。手話通訳者を付することの保障をした上で、さらに、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮が求められる。

また、ろう者の中には、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このようにろう者の言語習得の程度によっては、手話通訳者を付することを保障した上で、司法関係者において合理的配慮を尽くしてもなおろう者が司法手続を理解できず、防御権を十分に行使できないと判断される場合もある。このような場合には、すみやかに訴訟手続及び捜査を打ち切るべきである。

○捜査段階における刑事手続き

1 令状主義

被疑者が逮捕される場合、警察官は権限のある裁判官が作成した逮捕状が存在することを示し、犯罪事実の要旨を告げることになるが、このような令状主義は、障害者に対して有効に機能していると考えるか、否か。問題点があれば、どのような手続き上の配慮が必要かも含めて意見を賜りたい。

令状主義は有効に機能していないと考える。

<現状（逮捕状、逮捕理由の告知）>

逮捕状により被疑者を逮捕するときは、逮捕状を被疑者に示さなければならない（刑事訴訟法第201条2項）となっているが、手話を主にコミュニケーション手段とするろう者に対し手話通訳者が立ち会って通訳することなく逮捕状を示すだけになっている例、手話通訳者の立ち会いがなく筆談でやりとりをする例が多い。

また、ろう者の中には日本語を言語として十分習得していない人も多い。このような人々が逮捕状の内容を理解できず、逮捕される理由がわからないまま警察署に連行されることも多く、十分に防御権を行使できない。

さらに、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、逮捕理由といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的に聴覚障害者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

<対策>

まず、ろう者が手話言語を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。なお、手話通訳者は資格を有することが必要である。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

そして、捜査機関において、ろう者が手続内容を理解できないまま捜査手続を進めた結果得られた供述等の証拠は、公判においては証拠能力を有しないという規定を設ける必要がある。

2 弁護人選任権や黙秘権の告知

被疑者は、弁護人選任権や黙秘権の告知を受けることになるが、このような権利の告知が障害者に対して有効に機能していると考えるか、否か。問題点があれば、どのような手続き上の配慮が必要かも含めて意見を賜りたい。

権利の告知規定は有効に機能していないと考える。

< 弁護人選任権の告知について（現状） >

被疑者が逮捕された場合は、犯罪事実の要旨や弁護人を選任することができる旨告知し、弁解の機会を与えなければならない（刑事訴訟法第203条第1項）。

この場合も、手話通訳者がいなければろう者は告知の内容を理解することができず、十分な防御ができないし、弁解の機会を与えられたとしても自分の言語を以て弁解をすることができず、弁解の機会が実質的に与えられていない。実際は手話通訳者の立ち会いがなく筆談でやりとりする例が多い。

さらに、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、逮捕理由、弁護人選任権といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的にろう者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

< 供述拒否権の告知について（現状） >

取調の際には、あらかじめ、供述拒否権があることを告げなければならない（刑事訴訟法第198条2項）となっているが、手話通訳者の立ち会いなしに筆談でやり取りする例が多い。手話言語を第一言語とするろう者の中には日本語を言語として十分習得していない人も多い。このような人々に対して筆記等で供述拒否権を告げられてもその意味を理解できない。このため、供述拒否権があることを理解しないまま取調が開始され、ろう者が十分に防御権を行使できないことが多い。

さらに、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、供述拒否権といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的にろう者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

< 対策 >

まず、ろう者が手話言語を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

そして、捜査機関において、ろう者が手続内容を理解できないまま捜査手続を進めた結果得られた供述等の証拠は、公判においては証拠能力を有しないという規定を設ける必要がある。

3 取り調べ

被疑者に対する取り調べに際して、障害者に対して適正な取り調べが保障されていると考えるか、否か、調書の作成やその内容の確認方法も含めて問題点があれば、どのような手続き上の配慮が必要かも含めてご意見を賜りたい。

また、取調べの可視化（全面録画）についてどう考えるか、ご意見を賜りたい。

適正な取調が保障されていない。また、全面録画は必要である。

ただし、全面録画の際、立ち会う手話通訳者の人権の保護を検討することが必要である。

<取調の現状>

検察官、検察事務官又は司法警察職員が被疑者、参考人、被害者に対して供述を求めるときに、ろう者の自然言語が手話言語であることを考慮しないまま一方的に筆談（筆記）等で取調を行うケースが圧倒的に多い。この結果、ろう者は筆談（筆記）による供述を強いられ、自らの自然言語を以て任意に（刑事訴訟法第198条2項）供述を行うことができない。

また、取調の際には、あらかじめ、供述拒否権があることを告げなければならない（刑事訴訟法第198条2項）。手話言語を第一言語とするろう者の中には日本語を言語として十分習得していない人も多い。このような人々に対して筆談（筆記）等で供述拒否権を告げられてもその意味を理解できない。このため、供述拒否権があることを理解しないまま取調が開始され、ろう者が十分に防御権を行使できないことが多い。

さらに、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、供述拒否権といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的にろう者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

次に、捜査機関における合理的配慮が十分でない結果、手話通訳が円滑にできず、ろう者が十分に取調の内容を理解できないことがかなり多い。

<職務質問（警察官職務執行法第2条1項）の現状>

警察官が、ろう者の言語について配慮を行うことなく、一方的に音声を使用して質問を投げかけ、コミュニケーションが図れないことを以て、一方的に犯罪の嫌疑をかけてしまうことがある。この結果、ろう者が、音声をコミュニケーション手段とする人々と比べて不利益な扱いを受けることがある。

また、ろう者と音声をコミュニケーション手段とする人との間に交通事故が起きて、警察官が現場に駆けつけてきたとき等の事案では、ろう者に対して手話通訳の保障を行わず、一切事情聴取を行うことのないまま、一方的に音声をコミュニケーション手段とする人だけの供述を聞くのが常であり、ろう者は一方的に不利益を強いられる。

<対策>

まず、ろう者が手話言語を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

そして、手話通訳がろう者にとって理解しやすい内容になっているかどうかをチェックするためには、全面録画が必要不可欠である。

また、捜査機関において、ろう者が手続内容を理解できないまま捜査手続を進めた結果得られた供述等の証拠は、公判においては証拠能力を有しないという規定を設ける必要がある。

○公判段階における刑事手続き

1 自白の任意性

取り調べにより自白すると書面が作成されるが、その自白に任意性がなければ、証拠として使えないことになる。捜査段階における障害者に対する取り調べ等に関して、任意性を否定すべき場合が存在するか、否か、存在するとした場合、それはどのような場合かについて、ご意見を賜りたい。

任意性を否定すべき場合が存在する。

<任意性の現状>

検察官、検察事務官又は司法警察職員が被疑者、参考人、被害者に対して供述を求めるときに、ろう者の自然言語が手話言語であること考慮しないまま一方的に筆談（筆記）等で取調を行うケースが圧倒的に多い。この結果、ろう者は筆談（筆記）による供述を強いられ、自らの自然言語を以て任意に（刑事訴訟法第198条2項）供述を行うことができない。

また、取調の際には、あらかじめ、供述拒否権があることを告げなければならない（刑事訴訟法第198条2項）。手話言語を第一言語とするろう者の中には日本語を言語として十分習得していない人も多い。このような人々に対して筆談（筆記）等で供述拒否権を告げられてもその意味を理解できない。このため、供述拒否権があることを理解しないまま取調が開始され、ろう者が十分に防御権を行使できないことが多い。

さらに、手話も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、供述拒否権といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的にろう者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

<対策>

まず、ろう者が手話を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

そして、捜査機関において、ろう者が手続内容を理解できないまま捜査手続を進めた結果得られた供述等の証拠は、公判においては証拠能力を有しない、という規定を設ける必要がある。

2 証人尋問

被告人や証人が障害者の場合、質問や尋問が適正になされていると考えるか、否か、問題点があれば、どのような手続き上の配慮が必要かも含めて意見を賜りたい。

適正になされていない。

<現状>

ろう者の中には、手話言語を第一言語とする人々も多い。このような人々に対する証人尋問、被告人質問の際には、手話通訳者を保障することが必要条件である。現行の刑事訴訟法第176条は、「耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。」と規定されている。(なお刑事訴訟規則第125条「証人が耳が聞えないときは、書面で問い、口がきけないときは、書面で答えさせることができる。」という規定もある。)。しかしながら、この規定は手話通訳者を権利として保障する規定ではなく、裁判所の裁量にとどまる。これが外国語通訳を義務づけた刑事訴訟法175条の規定とは異なる。このため、手話通訳者が保障されなかった事例が時々存在する。

また、現行の刑事訴訟手続(民事訴訟手続も)においては、通訳人の費用は「訴訟費用」に含められており(刑事訴訟費用法2条2項)、被告人負担が原則とされている(刑事訴訟法181条1項本文)。実質的には、被告人に訴訟費用を負担させないこととする判決が多い(刑事訴訟法181条1項ただし書)が、原則として被告人負担とすることは、司法に対するアクセスを阻害するものである。

さらに、手話通訳者を付することを保障することはあくまでも最小の必要条件であって、十分条件ではない。手話通訳者を付することの保障をした上で、さらに、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮が求められる。しかしながら、ほとんどの公判においては、裁判官、検察官、弁護人のいずれもこのような合理的配慮を欠いている。

また、ろう者の中には、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このようにろう者の言語習得の程度によっては、手話通訳者を付することを保障した上で、司法関係者において合理的配慮を尽くしてもなおろう者が司法手続を理解できず、防御権を十分に行使できないと判断される場合もある。このような場合、現状としては、「被告人が、耳が聞こえず、言葉も話せないなどのため、通訳人を介しても黙秘権の告知、訴訟行為の内容の伝達ができないことから、その訴訟能力に疑いがある場合には、医師の意見を聴き、必要に応じてろう教育の専門家の意見を聞くなどして審理を尽くし、訴訟能力がないと認めるときは、原則として刑事訴訟法314条1項本文により公判手続を停止すべきである」(最判平成7年2月28日刑集49巻2号481頁)とされて公判停止になったが、これが長期間続き、起訴された日から19年後の平成11年9月3日まで公判停止が続いてようやく公訴棄却に至った事例がある。

<対策>

まず、ろう者が手話言語を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

また、ろう者の言語習得の程度によっては、手話通訳者を保障した上で、司法関係者において合理的配慮を尽くしてもなお、ろう者が司法手続を理解できず、防御権を十分に行使できないと判断される場合には、すみやかに訴訟手続を打ち切って公訴棄却をすべきである。

3 判決

判決は宣告により告知されることになるが、判決内容の伝達や判決文の交付が適正になされていると考えるか、否か、問題点があれば、どのような手続き上の配慮が必要かも含めて意見を賜りたい。

著しく不適正というわけではないが、「執行猶予」「未決勾留日数の算入」など法律の専門用語が理解できない場合がしばしばあり、合理的配慮が必要である。

○受刑者の状態

1 IQ69以下の受刑者

法務省の矯正統計年報によれば、新受刑者のうち、知能指数69以下の人は22%を占めているとされている。片や、障害者白書では、知的障害者は0.4%とされている。両者の判断基準が同一ではないため単純比較は出来ないが、なぜ、このような状況であるのか、その原因について概括的なご意見を戴きたい。

知的障害者にはコミュニケーションが十分に図れない人々も少なくない。捜査手続や公判手続におけるコミュニケーションが十分でなかったために被疑者・被告人に不利な判決が出され、受刑に至った事例が少なからずある。

2 刑務所における合理的配慮

受刑中の障害者の処遇に関して、適正になされていると考えるか、否か、問題点があれば、どのような手続き上の配慮、もしくは合理的配慮が必要かも含めて意見を賜りたい。

適正になされていない。

<理由>

ろう者の言語、コミュニケーションに対する権利、手話通訳を依頼する権利が全く保障されておらず、処遇が実をあげていないとはいえない。

手話による会話の機会が保障されないまま精神的に孤立した生活を強いられていることになる。

<対策>

手話通訳者を付することの保障及び手話による会話の機会を保障することが必要である。

○司法関係者に対する研修

障害者の権利条約第13条は「締約国は、障害者が司法手続を効果的に利用することに役立つため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。」と規定している。

しかし、日本では、たとえば、25歳の知的障害のある男性が自転車走行中に蛇行運転したとして、警察官に追跡されたうえ、取り押さえられている最中に死亡した事件につき、

佐賀地裁が特別公務員暴行凌虐罪で審判に付する旨の決定を行った。この事件で、遺族は、わずかの会話を通じて知的障害者と分かる社会的弱者に対する格別の配慮もないまま、警察官らのいきすぎた暴行行為があり、その暴行行為が死亡原因となったと主張している(佐賀県弁護士会会長声明参照)。

このような事件が発生する中で、日本の司法関係者に対する研修が必要であると考えるか、否か、ご意見を賜りたい。

研修は必要である。

<理由>

警察官の職務質問での暴行行為はろう者にもあると聞く。

ろう者の中には、手話言語を第一言語とする人々も多い。このような人々に対する各種権利の告知や、取調、供述の際には、手話通訳者を保障することが必要条件である。しかしながら、これに賛意を示す司法関係者は極めて少なく、ろう者の防御権が保障されない。何よりも第一に、ろう者の言語ないしコミュニケーションに十分配慮し、その権利を保障するような教育が必要である。

さらに、手話通訳者をつけても円滑に手話通訳ができるようにする考え方は少ない。手話通訳者を付することの保障をした上で、さらに、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を行うよう教育が必要である。

○その他、民事訴訟、行政訴訟手続きも含む問題

1 損害額の認定

障害者の稼働能力が低く認定される結果、逸失利益の認定が低く押さえられることについて、どう考えるか、ご意見を賜りたい。

障害の社会モデルという考え方からすれば、障害者の稼働能力が低いものとして扱われるのはまさに社会が自ら障壁を作って障害者の就労の機会を与えなかった結果である。

訴訟における損害の認定に当たっても低く押さえしていくのは、社会が障害者に対して障壁を作ってきたという社会の責任を、一方的に障害者に押しつけるものであり、社会正義に反する。

このような結論は極めて不当というほかない。

2 その他

手話通訳費用を訴訟費用から外すべきである。

<現状>

民事訴訟法154条1項「口頭弁論に参与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち合わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。」

民事訴訟規則第122条「耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、裁判長は、裁判所書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。」との規定がある。

民事訴訟費用等に関する法律第11条1項1号、18条によると、通訳人に対する給付は「訴訟費用」に含まれている。

そして、訴訟費用は、敗訴当事者の負担とされている（民事訴訟法61条）。

しかし、市民的及び政治的権利に関する国際規約及び障害者権利条約の観点から言うと、手話通訳者を付することは、本来、司法機関が障害者に対してなすべき手続き上の配慮に含まれると解すべきである。そうすると、手話通訳者の費用は裁判所が負担すべきであり、当事者が負担すべきではない。

したがって、手話通訳に係る費用は、民事訴訟費用等に関する法律における「訴訟費用」から外し、裁判所が負担すべきである。

傍聴者がろう者である場合の手話通訳を裁判所が保障すべきである。

<現状>

日本国憲法82条によると裁判は公開とされており、傍聴は自由である。

しかし、傍聴者がろう者である場合、手話通訳を認めない裁判官もある。

認める場合でも傍聴者に見やすい位置は保障されず、立ち姿勢による手話通訳を認めないこともある。

レペタ法廷メモ訴訟最高裁判決（最判平成元年3月8日民集43巻2号89頁）によると、筆記行為は「筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべき…裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができるのであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないものというべきである」とされている。

この理は手話通訳にもあてはまるものであり、憲法21条1項に照らして法廷傍聴者のための手話通訳も保障されるべきである。

全国手話通訳問題研究会（全通研）の意見を参考までに紹介する。

項目	全通研の意見
1 司法制度における情報保障制度 【現状と問題点】 司法制度（警察、検察、裁判所）について、聴覚障害者の情報保障制度がない。 現状では、市町村の登録通訳者が担当する例もあり、聴覚障害者の人権が保障されているとはいえない。	1 司法制度における情報保障制度 司法制度全体を統轄する情報保障制度（手話通訳及び要約筆記）を設ける必要がある。 その際には、①手話通訳担当者は全国レベルの試験に合格していること、②経費は司法側が負担すること、③司法にかかる手話通訳を担当する手話通訳者の養成事業の実施、等の点を組み入れること。
2 裁判の傍聴 【現状と問題点】 聴覚障害者が裁判を傍聴するにあたり情報保障制度（手話通訳、要約筆記）がない。 制度上は裁判所傍聴規則（昭和二十七年	2 裁判の傍聴 聴覚障害者が裁判を傍聴するにあたっての情報保障制度（手話通訳、要約筆記）を

<p>九月一日最高裁判所規則第二十一号)に基づき、裁判官の判断(裁量)により、配置の可否や配置責任者等が決定されることになるが、①手話通訳や要約筆記を配置する公的な制度(事業、財源)がない、②手話通訳者や要約筆記者が定員内とされている裁判所がある(定員以上の傍聴希望者がいる場合は手話通訳者や要約筆記者も傍聴券入手に並ぶ必要があり、入れない可能性もある)、③傍聴席での手話通訳の実行について裁判官が拒絶する可能性がある(承諾する保障がない)、という問題点がある。</p>	<p>設ける必要がある。 その際には、①手話通訳者または要約筆記者の配置(コーディネート)及び経費負担は裁判所側であること、②手話通訳者または要約筆記者は傍聴の定員外として扱う、③傍聴席での手話通訳または要約筆記の実行は保障されること、などの点を組み入れること。</p>
---	--

【参考】

「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)条約」

第十四条

1 すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社会における道徳、公の秩序若しくは国の安全を理由として、当事者の私生活の利益のため必要な場合において又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要な場合と認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。もっとも、刑事訴訟又は他の訴訟において言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開する。

2 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。

3 すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

- (a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
- (b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。
- (c) 不当に遅延することなく裁判を受けること。
- (d) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。
- (e) 自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

(f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(g) 自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと。

以下略

【刑事訴訟法等参考条文】

1. 刑事訴訟法第175条～178条（第13章通訳及び翻訳）

第175条 国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

第176条 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。

第177条 国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる。

第178条 前章の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する。

2. 刑事訴訟法第201条2項

逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

3. 刑事訴訟法第203条第1項

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

4. 刑事訴訟法第198条2項

前項の取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

5. 警察官職務執行法第2条1項

警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思料される者を停止させて質問することができる。